

千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成29年2月16日(木)午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 小川裕二, 古賀義明, 古閑美津恵, 後藤弘子, 櫻木安子, 高麗邦彦, 平山光子, 宮腰直子

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

紀太哲夫首席家庭裁判所調査官, 森公宏家事首席書記官, 岡田博子少年首席書記官, 竹村彰修家事訟廷管理官, 高橋学少年訟廷管理官, 継田剛史事務局長, 今田義紀総務課長

- 4 テーマ
家庭裁判所における危機管理
- 5 議事

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(櫻木安子委員, 古閑美津恵委員)について, 今田総務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会における意見についての経過報告

今田総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

委員長から, 本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

イ 家庭裁判所における危機管理について

竹村家事訟廷管理官, 高橋少年訟廷管理官及び今田総務課長から, 千葉家庭裁判所の通常業務における危機管理の実情等について説明

があった。

ウ 庁舎見学

エ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■委員長

庁舎見学をしていただいて、何か疑問や御意見等ありますでしょうか。

●委員

家事事件では、暴力事案に限らず、当事者から相手と顔を合わせたくないという希望が出されることがありますが、千葉家裁は、正面玄関から待合室までの間、両当事者の動線が重なっている部分があります。また、新館が出来た時に、案内板に「相手方待合室」や「申立人待合室」と表記せず、例えば、「B」とか「C」といったように、記号で表記した方がいいのではないかという話が調停委員の間でありました。今の案内板だと、相手がどこにいるのかが、当事者に完全に分かる状態ですので、分かりにくくする工夫について考えてみてはいかがでしょうか。

●委員

案内があまり親切ではないという気がします。調停委員をしていると、当事者は、とても緊張して家裁に来庁しており、調停事件の相手方であるのに申立人待合室に入っているといったことが頻繁にあります。

▲オブザーバー

初めて来庁する当事者には、書記官室に来てくださいとお願いしていますので、書記官室から待合室まで御案内しています。また、正面玄関からの動線に限られますので、注意を要する事件については両当事者の出頭時刻をずらし、できるだけ鉢合わせをしないように配慮しています。

■委員長

離婚したい人は皆さん顔を合わせたくないという希望があると思います。しかし、暴力などの問題がある場合はやむを得ないですが、自分たちの間

題をしっかりと解決するという意味では、どこかの段階で顔を合わせるといふことも必要です。そこは、裁判官、調停委員が一緒になって、どのようにして同席させるかを検討していくこととなります。現行の態勢としては、通常は職員が当事者を部屋に案内し、当初から顔を合わせるのが適切でないと分かっている事案については、最初からエリアを分けるなどします。また、手続の途中であっても、顔を合わせるのが適切ではないと分かった時点からエリアを分ける対応をとるといふこともあります。

●委員

「申立人」といふのは分かりますが、初めて手続をする人にとっては、「相手方」といふ呼び方に違和感があるのではないのでしょうか。

ところで、退庁時刻をずらす場合には、どのくらいの時間ずらしているのでしょうか。

▲オブザーバー

被害者側を●●分程度先に帰しています。速やかに帰っていただけるようお願いをして、鉢合わせをしないようにしています。

●委員

調停の際、書記官から退庁時に配慮してくださいと言われるので、調停委員も意識しています。

■委員長

特に注意を要する事案では、被害者側の退構までを確認してから、暴力を振るう恐れがある人などを帰すようにしています。

●委員

裁判所での手続が終わった後、帰宅してから何か起きた場合のことまでは、あまり触れないのでしょうか。

▲オブザーバー

そこは警察に御相談いただくということになります。

● 委員

新館は裁判員制度の導入に伴って、裁判員裁判をメインに建てられたものだと思いますが、家事調停が行われる3階は、両当事者の待合室こそ離れているものの、廊下に出れば顔が合ってしまうような場所にあります。弁護士会としても、この点について申入れはしましたが、その時点では対応できないという回答でした。また、待合室が開放的で個室にはなっておらず、簡単に対立当事者が入れるので、危険ではないかという話もありましたが、個室化についても、防災上の問題があり、対応できないということでした。当初は、すりガラスももう少し薄く、顔が見えるくらいだったので、申入れをしたところ、少し濃くしていただきました。もう少し家裁の手續に配慮した建物にはならないのかなと思いました。

● 委員

私も調停委員として、最初に新館を見た時、待合室のガラスが、すりガラスではなく透明なガラスだったので驚きました。開放感を意識した建物だからでしょうが、しばらくしてすりガラスに変わりました。また、待合室が独立した個室になっていないので、待合室での会話が外から聞こえてしまうという問題はあると思います。

● 委員

調停委員としては、出来れば、待合室を個室化してほしいと思います。ところで、庁舎の入口の一部を閉鎖しているのは、こういった経緯からですか。

▲ オブザーバー

皆さんも御承知のとおり、最近、市役所等の公共施設に対する爆破予告の報道が多くなされています。千葉の裁判所もこれだけ広い敷地と大きな建物ですので、職員が目が全ての箇所に行き届かないおそれもあることから、通行に利用する方の数も考慮した上で、基本的に閉じておく所、緊急

事態が生じた際には閉じる所，常時開けておく所，といった3通りに分ける形としたものです。

● 委員

金属探知機については，空港などにあるようなものでやっているのですか。

▲ オブザーバー

東京地家裁などはゲート式のものを常時使用しています。千葉にも同様の設備は用意されていますが，常時使用しているということではありません。

● 委員

実際に設置したことはないですね。

▲ オブザーバー

実際に使う状況になることはあまりありません。

● 委員

ゲート式のもの以外に，棒状のものもあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

あります。個別の事件で所持品検査をする必要がある場合には，棒状のものを使って人の手で行っています。

● 委員

個別の事件で，どうやって警備の対象者を判断するのでしょうか。当事者が危険な人物だという情報があっても，来庁したどの人が対象者であるかは誰にも分からないのではないですか。

▲ オブザーバー

裁判所に呼出しをする場合には，まず書記官室に来てもらうことになっておりますので，そこで初めて，警備の対象者を認識することになります。

● 委員

では、書記官室にたどり着くまでは警備できないということですね。

▲オブザーバー

現状は、そういうことになります。必要があれば、被害を受けている当事者に先に来庁してもらい、対象者を確認してもらう方法も考えられます。また、東京のように庁舎の入口全てに金属探知機を設置する方法であれば、その点はクリアできると思います。

●委員

東京が金属探知機等を導入したのは、オウムの事件がきっかけだったと思います。私は、いまだに司法の現場を要塞のようにしてしまうことに非常に違和感を持っています。当初は家庭裁判所では金属探知機等が導入されておらず、私はそれを非常に評価していました。裁判所自体はとても敷居が高いものですが、家庭裁判所というのは、弁護士が付かないことも多く、身近な裁判所なので、誰もが気軽に入れるようにしておくことが大切だと思います。当事者は、ただでさえ自分のことで大変なのに、そこで金属探知機による検査を受けさせられるとなると、やはり利用することに抵抗感を覚えると思います。しかし、最近、東京家裁でも空港のように金属探知機による検査を行っています。千葉では、予算の問題もあるかもしれませんが、導入しない方が良いのではないかとというのが私の意見です。個々に危険な行動を起こす人については、もっと配慮する必要はありますが、それは、いわゆるテロリストが入ってくるような場面とは分けて考える必要があると思います。テロリストのような人たちと、個人的な恨みで相手に危害を加えようとする人との違いを見極められる態勢を作ることが必要だと思います。

■委員長

千葉家裁は、現在、入構時に金属探知機による検査を行っていない状況にありますが、不測の事態に対処するために、何かアイデアはありませんか。

んか。

●委員

私は、「北風と太陽」で例えるならば、家庭裁判所は太陽政策のような感じにしなければならないと思っています。例えば、家事の調停室には必ず1枚絵が飾ってあって、当事者を和ませるのに効果的だと思います。また、今日の庁舎見学で見せていただきましたが、少年事件の被害者待合室の椅子が濃い目のピンクで、ほっとする空間になっていました。せめて家裁のフロアだけでも、壁の色をもう少し薄ピンクにするとか、調停室の椅子の色をピンクやオレンジにしてみてもいいかがでしょうか。殺伐とした雰囲気の中で当事者が暴力的になることもあると思うので、せめて設備面で和やかな雰囲気を作り出すという方法もあると思います。もちろん、危険を排除するという態勢の強化も必要ですが、一方で、人間の心理というのは、そういうところにも出るのではないかと私は思います。

●委員

家事部のフロアに限らず、少年部のフロアについても、例えば、アメリカの場合には、少年審判だと審判廷というのは裁判官の部屋の様になっており、色々な物が飾ってあったり、キャンディが置いてあったり、かなりリラックスできる空間になっています。家庭裁判所には子供が来ることもあるので、アメリカのように子供が遊べる空間や子供を預ける場所を整備するのも良いのではないのでしょうか。一方で、安心安全な空間をどう作るかを考えたときに、場合によっては、金属探知機があるということも必要ではないのでしょうか。アメリカでは裁判所に必ず金属探知機があり、入構する際には、裁判官も含めて全員それを通らなければいけないことになっています。それは、「ここに入ったら安全だよ」というメッセージにもなります。金属探知機を置くことで、裁判所が安心安全な空間だと示すことも私は重要ではないかと思っています。また、庁舎見学の際、少年事件の被害者

待合室にはティッシュが置いてあったのに、審判廷にはなかったことが気になりました。被害者に限らず、少年事件や調停事件の当事者でも泣いたりすることがあります。ティッシュ箱を置くと投げたりする人もいるかもしれませんが、それを置くことで家庭裁判所が安心安全な場所であると簡単にアピールできると思います。

ところで、少年事件において、重大な事件では被害者の調査をする家裁調査官と少年の調査をする家裁調査官が分かれているという理解でよろしいですか。

▲オブザーバー

ケースバイケースですが、一般的には、重大な事件では別々の家裁調査官が担当していることが多いと思います。

●委員

最近、大阪では同じ家裁調査官が被害者と少年を担当することがあると聞いていますが、その場合、審判廷ではどのように座るのでしょうか。

▲オブザーバー

複数調査の場合もありますので、色々な方法が考えられます。

●委員

被害者に実際の審判廷を見てもらうのは、審判期日に来庁してもらって、そのときにお見せするということですか。それとも別の日に調査などで来ていただいたときに、お見せするのでしょうか。

▲オブザーバー

それもケースバイケースですが、一般的には、審判期日の当日に少し早めに来ていただいて、手続などを説明する際に見ていただくことが多いです。もちろん、傍聴するかどうか、審判廷を見ないと不安であるというような要望があれば、調査期日等で事前に見ていただくこともあろうかと思えます。

● 委員

審判廷を見て、傍聴をやめたりされる方はいらっしゃいますか。

▲ オブザーバー

私の経験ではありません。傍聴を希望される方は、事件について知りたいという意識の方が強いのだと思います。

● 委員

地方裁判所との連携ということで伺いますが、少年審判では、被害者の隣に家裁調査官が座っていてくれますが、検察庁に送致されて、地方裁判所の刑事手続になった場合には、検察庁で被害者の対応をすることになると思います。そういった場合に、被害者について、配慮しなければいけない事情を検察庁に伝えたりするということはあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

刑事事件では、検察官は捜査の段階からずっと被害者の方と接しています。また、被害者参加の場合、法廷では検察官の隣に着席し、期日前、期日後に十分な打合せをしていますので、一般的にはそういった申し送りのようなことはしていません。

● 委員

多数の少年が関わった共犯事件ですと、午前と午後に審判をする場合もあると聞いています。そういったケースで被害者の方が傍聴を希望される場合に、連日来てもらえるのか、それとも午前と午後に来ていただくのかといった特別の配慮はされていますか。また、被害者の方の昼食の手配などもするのでしょうか。

▲ オブザーバー

期日をどのように指定するかは、最終的に裁判官が決めることにはなりますが、審判期日が同じ日の午前・午後に入ることや連日になってしまうことはあると思います。また、もし多数の少年が関わった共犯の重大事件

があったとしても、基本は少年の審判ですので、被害者の方の都合にあわせて、期日を全く別々にするというのは少し考えづらいのではないかと思います。それから、被害者の昼食の手配ですが、もし家庭裁判所の周辺でお昼をとるのであれば、この辺にお店がありますよといったことはお伝えできると思います。

● 委員

家事事件の進行照会回答書ですが、字が小さいので、余計いらだってくるのではないかと思います。裏面も使用するなどして、もう少し字を大きくするといった工夫も必要ではないでしょうか。

■ 委員長

字が小さいというのは御指摘のとおりかと思えます。家事事件では、検察庁等が関与する刑事事件と違い、家庭裁判所から手続が始まりますので、集められる情報というのは、進行照会書等による情報になります。そうして得た情報から、当事者の鉢合わせを防ぐための態勢を執るなどするわけです。

● 委員

警察に連絡するときは、110番通報をするのでしょうか。それとも県警にホットラインのようなものがあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

警察への連絡は110番通報により行います。もちろん、注意すべき情報が事前に分かっている場合には、あらかじめその旨を警察へ伝えておくこともあります。

● 委員

本庁は規模が大きいので対応できると思いますが、小さな支部などでは、職員が少なかったり、施設があまり広くなかったり、対応が大変なのではないでしょうか。特にそういった支部だからこそ、注意を要するような事

件が起こりやすいといった統計や感覚的なものはあるのでしょうか。

■委員長

実際に各支部でも、本庁と同じように情報を集めて、何かあったときには必要な態勢を整えるよう努めていますし、仮に支部だけで態勢を整えることが難しいということであれば、本庁からも人を派遣するということが対応しています。

●委員

法廷警備員を配置することは、めったにないのでしょうか。

▲オブザーバー

頻度が高いわけではありませんが、全くないわけでもありませんので、その場合には、東京に法廷警備員の派遣を依頼することになります。

●委員

民事事件や刑事事件だけではなく、家事事件でも法廷警備員を呼ぶことがあるのですか。

■委員長

家事事件でも必要があれば、法廷警備員の派遣を依頼することはあります。

そろそろお時間となりましたので、このあたりで閉会とさせていただきます。本日は貴重な御意見ありがとうございました。

- (4) 次回（平成29年7月7日）のテーマとして、「障害者等についての配慮」に関する事項を取り扱うことについて、全委員の賛同が得られた。